

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前 川 盛 治 外274名

被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

被告準備書面(13)

平成24年12月14日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 里 啓	和田
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	富 崎 政 久	和田
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	伊 東 幸 太	和田
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	兼 島 雅 仁	和田
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	山 下 裕	和田

(原告準備書面(14)に対する認否・反論)

1 原告準備書面(14)1について

(1) 同(1)について

争う。

本件埋立計画変更手続においてあらためてアセスを実施すべきとの原告の主張に対する反論は、被告沖縄県知事答弁書(31頁から37頁)記載のとおりである。

また、東側の砂州の変化については、「環境影響評価が相当な程度を超えて増加するおそれがある特別の事情」に相当するとは考えていない。

## (2) 同(2)について

東側砂州が、コアジサシの産卵・育雛の場所であることは認め、ウミガメの産卵場所として機能していたかについては不知。

東側砂州の変化の主要な原因が本件埋立事業における工事によるものとの原告の推測については否認する。

東側砂州の変化については、「工事の影響によるもの」とは評価されていない。

## (3) 同(3)について

否認する。

砂州の形状変化については、委員会で報告し、注意深く見て行くとされており(乙C7)、現時点において、東側砂州の変化については「工事の影響によるもの」とは評価されていない。

## (4) 同(4)について

否認する。

砂州の形状変化については、委員会で報告し、注意深く見て行くとされており(乙C7)、現時点において、東側砂州の変化については「工事の影響によるもの」とは評価されていない。

## (5) 同(5)について

争う。

公有水面埋立変更時において、東側砂州の変化が「工事の影響によるもの」とは評価されていないため、「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」においても「措置」を記載していない。

なお、変更手続のアセスの必要性については被告沖縄県知事答弁書(31頁から37頁)記載のとおりである。

## 2 同2について

争う。

砂州の形状変化については、委員会で報告し、注意深く見て行くとされており、現時点において、東側砂州の変化については「工事の影響によるもの」とは評価されていない。

### 3 同3について

#### (1) 同(1)について

東側砂州がコアシサシの産卵・育雛の場所であることは認め、ウミガメの産卵場所であったことは不知。

砂州の形状変化については、委員会で報告し、注意深く見て行くとされており、現時点において、東側砂州の変化については「工事の影響によるもの」とは評価されていない。

#### (2) 同(2)について

否認する。

調査を実施していないのは、平成22年度及び平成23年度である。

これは前訴判決内容を受けての対応であり、環境配慮に対する姿勢との関係はない。

なお、ウミガメの新聞報道については認めるが、東側の砂州が産卵場として機能していたかについては不知。

### 4 同4について

#### (1) 同(1)について

原告の推測について否認する。

被告沖縄県知事準備書面(3)で述べたとおり、本件シミュレーション予測が実態を反映していないとまで言うことはできない。

#### (2) 同(2)について

平成24年2月24日開催の平成23年度第1回泡瀬地区環境保全・創造検討委員会において、原告が準備書面において引用している内容の意見が委員からあったことは認める。

砂州の形状変化については、委員会で報告し、注意深く見て行くとされており、現時点において、東側砂州の変化については「工事の影響によるもの」とは評価されていない。

(3) 同(3)について

中城湾港泡瀬地区環境監視委員会は、平成24年3月19日に平成23年度第2回委員会が開催されたこと、平成24年7月30日に平成24年度第1回委員会が開催されたこと、平成24年度第1回委員会に東側砂州の経年変化のデータが資料として提出されたことは認め、平成24年度第1回委員会において提出された東側砂州の経年変化のデータに対する評価については争う。

ア 同①について

東側砂州は本件工事着工以前から、形状等の変化を示している。

イ 同②から同④について

2007年の砂州地形を2005年と比べると、C.D.L.+0.5mより高い領域が岸側に伸びている。また、C.D.L.+1.2m（平均潮位面）より高い領域は、面積がほぼ変化せず、北西に移動している。

2012年の砂州地形を2009年と比べると、C.D.L.+1.2（平均潮位面積）より高い領域の面積は小さくなっている。他方、C.D.L.+0.5より高い領域の面積はほとんど変化しておらず、50m程度岸側に移動している。

ウ 同⑤について

甲C70〔6頁〕別紙-1(4)の考察文は、図8について「2012年1月から5月の変化」、図9について「2012年5月から6月の変化」と明記しており、それぞれの期間における変化であることを示している。

エ 同⑥について

東側砂州の変化は、現時点において「工事の影響によるもの」とは評価されていない。

5 同5について  
争う。

東側の砂州の変化については、「環境影響評価が相当な程度を超えて増加するおそれがある特別の事情」に相当することは考えていない。

以上